

令和3年豊能町議会12月定例会議  
福祉教育常任委員会

会 議 録

令和3年12月10日（金）

豊 能 町 議 会

令和3年豊能町議会12月定例会議  
福祉教育常任委員会

年月日 令和3年12月10日(金)

場所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6名

高尾 靖子 池田 忠史 吉田 正子  
永谷 幸弘 永並 啓 小寺 正人

委員外出席 管野 英美子(議長)

欠席委員 なし

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	川村 哲也
教 育 長	森田 雅彦	保 健 福 祉 部 長	桑原 康男
住 民 部 長	大西 隆樹	こども未来部長	八木 一史
こども未来部理事兼教育総務課長	入江 太志	保 険 課 長	岡本めぐみ
福 祉 課 長	中谷 匠	健 康 増 進 課 長	小森 進
税 務 課 長	泊 進	住 民 人 権 課 長	石井 慎子
教育総務課主幹	千歳あや乃	義 務 教 育 課 長	吉澤 亘
こども育成課長	竹内 弘明	生 涯 学 習 課 長	寺倉 義浩

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 浜本 正義 書 記 田中 尚子

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和3年豊能町議会12月定例会議付託案件について

- ・ 第46号議案 豊能町税条例改正の件
- ・ 第47号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件
- ・ 第49号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- ・ 第51号議案 指定管理者の指定について
- ・ 第53号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件（関係部分のみ）
- ・ 第54号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件
- ・ 第55号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第3回）の件
- ・ 第56号議案 令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件
- ・ 第57号議案 令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（高尾靖子君）

皆様、おはようございます。

12月議会も今日と17日、あと2日となつてまいりました。朝夕、冷え込んでまいりましたが、元気よく最後まで審査をしっかりとしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、福祉教育常任委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で、委員間の距離を取るため、通常の席から変更しております。皆様にはマスクの着用をお願いしておりますが、発言の際にもマスクの着用のままでお願いいたします。

また、傍聴につきましては、スペースの関係上、第1会議室にて音声傍聴の形を取らせていただきますので、御了承願います。

では、委員会の開会に当たりまして、町長の御挨拶があります。よろしくお願いいたします。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

皆さん、おはようございます。

今、委員からもございましたとおり、寒さが本当に厳しくなつてまいりました。ただ今週は少し緩むということでございますけれども、今回提案をさせていただいております案件につきまして、丁寧に御説明をさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

甚だ簡単ではございますけれども、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、お手元に配付のとおりでございます。

1、令和3年豊能町議会12月定例会議付託案件についてを議題といたします。

第46号議案、豊能町税条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

泊税務課長、お願いいたします。

○税務課長（泊進君）

おはようございます。税務課の泊です。

それでは、第46号議案、豊能町税条例等改正の件について御説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

本件は地方税法等の改正に伴い、本町税条例において所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の概要説明資料及び新旧対照表に沿って御説明を申し上げますので、概要説明資料、新旧対照表も併せて御覧ください。

概要説明資料、左下の改正内容、個人町民税の1、寄附金税額控除の控除対象の見直しについて、また、新旧対照表の1ページ、上から9行目以降に当たる部分ですが、これは国税の改正で特定公益増進法人などに対する寄附金の寄附金控除及び所得税額の特別控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金が除外されたことに伴い、個人町民税においても同様に改正するものです。

続きまして、概要説明資料の2、医療費控除の特例の適用期限の延長について、新旧対照表の2ページ目の下から3行目、附則の第6条に関する改正です。

セルフメディケーションとは、自分自身で病状の診断を行い、市販の薬等を購入して治療に当たるものとされていますが、健康の維持増進や疾病の予防への取組として、

医療用から転用された医薬品を一定額以上購入した場合に、これらの購入に要した費用を医療費控除の対象とするものです。

今回の改正では、この適用期限を令和4年度から令和9年度まで延長するものです。

続きまして、概要説明資料の3、均等割、所得割の非課税限度額の算定における扶養親族の範囲の見直しについて、新旧対照表の1ページ、第24条及び新旧対照表の2ページ、附則の第5条に関する改正ですが、個人町民税の均等割と所得割の非課税限度額の算定において、扶養親族の範囲を16歳未満の者及び控除対象扶養親族と明確にしたものです。

また、新旧対照表の1ページから2ページにかけて、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書における扶養親族の定義を控除対象扶養親族を除くから、年齢16歳未満の者として年齢を明確にするとともに、文言の整理等を行っています。

なお、寄附金及び医療費に関する改正は、令和4年1月1日から、また均等割、所得割に関する改正は令和6年1月1日からの施行となります。

説明は以上です。

よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより、本件に対する質疑を行います。  
永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

おはようございます。永谷でございます。

今、説明がございましたけれども、議案書3ページに第24条第2項の上のほうから下の附則第6条まで約5点ぐらい、改正の関係でこのように改正しますと聞いたんですけれども、これに至る背景、こういう

ことがあって上位法が変わりましたと、これによって町の条例も変えるということで認識しているんですけれども、もし分かれば、何でこのように改正されるのか、その背景について、もし分かればお願いしたいと思います。

○委員長（高尾靖子君）

泊税務課長。

○税務課長（泊進君）

税務課の泊です。

今回の条例改正の背景ですが、寄附金に関しましては、特定公益に関する寄附について控除対象を明確にしたもの。

また、医療費に関しましては、対象期間の延長を図ったものとなっています。

その他、特に均等割や所得割に関する非課税の範囲についての改正ですが、これは所得税における扶養親族の考え方に関して、税法上の整理が行われたことに関連するものとなっています。

税法上、扶養親族は16歳未満と16歳以上で大きく2つに分けることができます。16歳未満の方については、児童手当の支給対象であることから、税法上の扶養控除を受けることができません。一方、16歳以上の方につきましては、控除対象扶養親族という税法上の取扱いになり、年齢によって細かく区分されています。この区分は16歳以上でかつ19歳以上23歳未満の方を特定扶養親族として一般の扶養控除より高めの控除額が設定されています。また、70歳以上の方を老人扶養親族として、同じく高めの控除額が設定されています。これらを除く残りの年齢の方が一般の扶養親族となっています。

今回の所得税の改正では、これらの区分に加えて、さらに細かく区分され、30歳以上から70歳未満の方のうち、国外に居住する方を扶養控除の対象から除くことが

追加されました。この理由としては、国外に居住される方の中には、生活のために現地で就労し、一定の収入があるものと考えられますが、その十分な確認ができていないままこれまで扶養控除が適用されていたという背景がありました。

ただしこの30歳以上70歳未満の国外に居住する方の中にも、勉学のために留学している留学生の方や障害者の方、また、実際に仕送りをして年間38万円以上の送金を受けられている方に関しては、一定の書類を準備して申請することによって、引き続き控除対象の扶養親族とすることができるものとしています。

住民税においては、扶養親族に関する考え方を所得税に準拠するものとされていますので、今回の所得税における扶養親族に関する考え方が整理されたことに伴って、本町の条例においても改正が必要な箇所の文言整理等を行ったものです。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

今、お話があった医療費の控除の特例、これを見ていたら難しいことをごちゃごちゃと書いているんですね。何か限定されたということですね。控除対象扶養親族、これは16歳未満の者に限るようになったんですね。今、お話を聞いていたら、16歳から19歳と、上ほどたくさん控除されるのかな。何か確定申告を書いているにもかかわらず、あれ。だから生年月日を書いたらe-Taxやったら勝手に向こうがするから何のこっちゃ分からんけど、放り込んだら勝手に計算しているみたいだけ。

もう一つ、そこの式に1を足してどうのこうのと、何でその1を足しているのかと

か、そこら何のことを言っているのかよく分からないねんね。公式やとは思いますが、何で1を足しているんですかね。それは旧法でも1を足しているみたいな感じやけど、その1は何なんですか。

○委員長（高尾靖子君）

泊税務課長。

○税務課長（泊 進君）

税務課の泊です。

委員がおっしゃっている扶養親族の算定とかの所得割とか均等割の非課税の算定において1を加えるという部分ですね。その1というのは、一応本人の1ということになります。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

あえて、じゃあそこに限定しているというから、多分、15歳台ということは中学生までやねということは分かるんですよ。それ以降も高校生は扶養しているし、大学生だって扶養しているじゃないですか。ただ、年齢だけでいくと、高校生で働いている人もおるもんね、現実には。その人は関係なくなるのかな、収入があるから。と思うけど、何で分けているんですかね、小中学校までの人と、高校生と大学生、何かそんな区分で分けているような気がするんやけど。

○委員長（高尾靖子君）

泊税務課長。

○税務課長（泊 進君）

税務課の泊です。

年齢による区分についてのことだと思うんですけども、16歳未満の方に関しては、一応児童扶養手当の支給対象であることから、扶養控除、扶養控除は所得から差し引かれる金額になるんですけども、そういった分が適用されないと。ただ、16歳以上

に関しては、それぞれ、先ほど委員がおっしゃったみたいに、年齢によって、例えば、38万円であるとか、33万であるとか、年齢によって控除額が変わって、それぞれ適切な形で計算されるということになります。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

税額の話はちょっと難しいから僕らもよく分からないといったら分からないんですよ。実際に確定申告で持っていったときに、お子さんもうちはたくさんおるから、何歳ですかと、生年月日を言ったら分かるみたいやけど。何か区分けはしているなということだけは分かっていたんやけどね。今はe-Taxだからそんなことは考えないでやっていますけど、何でかなとずっと思っていた。ここへ来て、今、16歳に限定しますというから、じゃあ扶養している人みんなじゃないのねという疑問があったということです。難しいからやめときます。

○委員長（高尾靖子君）

答弁はよろしいですか。

ほかにございませんか。

（質疑なし）

○委員長（高尾靖子君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（討論なし）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。よって第46号議

案は原案のとおり可決されました。

次に行きます。第47号議案、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

おはようございます。こども育成課の竹内です。

それでは、第47号議案、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして御説明いたします。

それでは、議案書概要説明書及び新旧対照表も併せて御覧ください。

ただ、今回の改正は、条文の追加、削除が多くございます。お配りしましたA4両面で印刷しました豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正説明資料に基づいて御説明いたします。よろしく願いいたします。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い所要の改正を行うものです。

それでは、説明資料にて御説明させていただきますので御覧ください。

まず、改正内容の用語について、施設等を御説明いたします。

説明資料の裏面2ページの参考を御覧ください。

特定教育・保育施設は、町から施設型給付を受ける私立の認定こども園、幼稚園、保育所のことです。

次に、特定地域型保育事業は、家庭的保

育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、町から施設給付費を受けているものです。

最後に、特定子ども・子育て支援施設とは、先ほどの特定教育・保育施設以外の認可外の幼稚園、保育所などになります。

説明資料の表面1ページにお戻りください。

①条文の追加でございますが、今回、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定子ども・子育て支援施設を運営する事業者等やその施設を利用する保護者が書面作成が必要なものや書面作成が想定されるものについては、第62条を追加することにより、電磁的記録により行うことができるようになりました。

これまでも電子情報処理として記載はありましたが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対してでした。今回の改正で、特定子ども・子育て支援施設が追加されました。

次の説明資料の②条文の削除についてでございますが、第62条が追加されたことにより、これまで第5条第2項で、特定教育・保育施設では、利用申込みの際の説明時に交付する文書について、電磁的方法ができることを定めていましたが、不要になりましたので削除されました。

また、第38条第2項は、特定教育・保育施設を特定地域型保育事業者と読み替える規定でしたが、同様に62条が追加されたことに伴い不要となりましたので削除されました。

第62条を電磁的記録としたことに伴い、これまでの委任が第63条になります。

施行は公布の日からとしております。

なお、改正内容を御説明しましたが、本町におきましても、国の基準制定に基づき、平成26年度にこの条例を制定しておりま

すが、現在のところ、本条例に該当する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定子ども・子育て支援施設の事業所は町内にはございません。

御説明は以上です。

御審査の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

提案説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

永谷です。

前も聞きましたけれども、電磁的記録、ここには電子的とか書いておりますけれども、再度確認したいので、どういうものか教えてください。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課、竹内です。

電磁的記録とは、インターネット等を通じて電子メールで送信する方法や、Webサイト、ホームページに情報を開示し、これを読み取ったりダウンロードしたりできる方法、また、情報ツールについては、DVDやICカード等の記録媒体を使用する、このように言われております。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

次にその他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録というのはどういうものになるんですか。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）



こども育成課、竹内です。

いわゆる、電子データと言われるものが該当いたします。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

続いて違う質問ですけれども、今回、豊能町につきましては、事業所がないということを知ったんですけれども、もしあった場合、具体的な書類を提出せいと書いてあるんですけども、例えばどのような書類が必要なのか。参考ですけどね。参考で分かれば教えてください。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課の竹内です。

まず、施設が作成して町に出すということになれば、子どものための教育・保育給付費請求書、そのようなものが該当します。

あとは保護者とその園、その施設との間であれば、保護者さんがその園に申請する入園申込書であるとか、入園願書とか、そういう種類の書類が該当すると思います。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

すみません、私、新人で分からないんですけども、電子となりますと、役場の時間外でもそれを作成して送るということはできるのでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課の竹内です。

その提出については、仮に期限が決まっているものであれば、その期限内であれば、

役場が終わった時間の後でも提出は可能と思います。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

（質疑なし）

○委員長（高尾靖子君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（討論なし）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。よって第47号議案は原案のとおり可決されました。

次に行きます。第49号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件を議題といたします。

提案の理由を求めます。

岡本保険課長、お願いします。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

それでは、第49号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件について、提案理由の説明をいたします。

条例の概要を御覧ください。

本件につきましては、健康保険法施行令及び国民健康保険法施行令の改正に伴い所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、令和4年1月1日から産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることに伴い、出産育児一時金等の支給総額について、42万円を維持するため、

出産育児一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に引き上げるものです。

また、令和4年度から世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額の5割を軽減する措置を講じるものです。これにより、被保険者一人当たり一律に算定されていた均等割保険料について、小学校に上がるまでの未就学児については5割軽減されることとなります。

説明は以上です。

御審査いただき、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

提案説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

永谷です。

説明の中で、先ほどの1番は1万6,000円が1万2,000円に引き下げたことから、総額42万円、それを引いて40万8,000円に引き上げると聞いたんですけど、それはそれでいいんですけど、次の2番目なんですけど、これも先ほどの税条例改正の件で質問したんですけど、このようになった背景、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

この改正の趣旨ということですが、昨年12月の閣議決定を踏まえまして、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という、これまで

の社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く支えていく全世代対応型の社会保障制度の構築のため、健康保険法その他の関係法令について所要の改正が行われました。

今回の改正は、そのうちの子ども・子育て支援の拡充の項目の一つとして、子どもにかかる国民健康保険料等の均等割額の減額措置が導入されたことによるものです。

ここで、子どもの均等割についてですけれども、医療保険制度のうち、会社勤めの方などの被用者保険の保険料は被用者本人の報酬額に応じて保険料が決まり、子どもの有無や人数には影響を受けません。一方、国民健康保険の保険料は、被保険者の所得に応じた応能割と、世帯当たり被保険者一人当たりで算定される応益割で構成され、子どもを含めた被保険者の人数に応じて保険料が増加する仕組みになっています。

そこで、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、国民健康保険制度において、子どもの均等割保険料を軽減することとされたものです。

○委員長（高尾靖子君）

ほかに質問はございませんか。

永並委員。

○委員（永並 啓君）

おはようございます。

ちょっと教えていただきたいんですけど、新旧対照表で第4条のところに、町長が健康保険法を施行令（大正15年勅令第243号）の規定を勘案しということというのは具体的にどういったことがあるのか、それでこれまでこういったものが使われたことがあるのかお聞かせいただきたいと思っています。

○委員長（高尾靖子君）

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

おはようございます。

この規則で定めることにより、これに3万円を上限として加算するものとするという規定ですけれども、これを受けまして、国民健康保険条例の施行規則を定めております。

そこで今回の産科医療補償制度の掛金、これに相当する額、現在のところ、1万6,000円と定めておるんですけども、これを改正により1万2,000円に、認めていただいた際には改正する予定をしておるところでございます。

○委員長（高尾靖子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

これまでこの規定が使われたことというのはあるんですか。

○委員長（高尾靖子君）

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

保健福祉部、桑原です。

こちらの規定につきましては使われております。まさしくその規則で定める額のことでございます。

○委員長（高尾靖子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

同じく、この産科医療補償制度の42万円というのが、近隣との状況が分かれば教えていただけますか。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

産科医療補償制度等の改正を受けまして、他の自治体においても同じような対応が取られているものと解しております。

○委員長（高尾靖子君）

ほかに質問はございませんか。

（質疑なし）

○委員長（高尾靖子君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（討論なし）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。よって第49号議案は原案のとおり可決されました。

次に行きます。第51号議案、指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺倉生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺倉義浩君）

おはようございます。生涯学習課、寺倉です。

それでは、第51号議案、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件につきましては、豊能町立スポーツセンターシートスの現行の指定管理期間が今年度末で終了することから、来年度以降も、地方自治法第244条の2第3項の規定による管理を行わせるものを指定したいので、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案いたします指定管理者は、TAC・日本管財共同事業体でございます。代表団体としましては、東京都中野区中野2丁目14番16号、株式会社東京アスレティッククラブ、代表取締役正村宏人氏であります。構成団体としましては、兵庫県西宮市六湛寺町9番16号、日本管財株式会社、代表取締役福田慎太郎氏でございます。

また、指定管理期間につきましては、令

和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間でございます。

スポーツセンターシートスにつきましては、平成19年度から指定管理者により施設を運営しておりますが、現指定管理期間が来年、令和4年3月31日に満了することから、新たに指定管理者を定めるものでございます。

それでは、指定管理に係る経過を御報告いたします。

お配りしております資料の資料2を御覧ください。

本年4月に指定管理者検討部会を立ち上げましてから、8月17日にシートスでの現地説明会を行いましたところ、スポーツ施設運営会社が9社、施設建物管理会社が8社の合計17社の参加がございました。

その後、9月6日から9月17日までを応募書類の提出期間と設定しまして、指定管理者の公募を行いました。応募書類の提出があったのは当団体のみでございました。

その後、提出された申請書類について、9月27日に検討部会で第一次審査、書類審査でございますけれども、を行い、その審査を基に10月5日の指定管理者選定委員会において、第一次審査通過者として選定されました。

その後、11月9日の選定委員会による第二次審査では、企業側によるプレゼンテーションを実施の上、選考を行いました。

その第一次審査及び第二次審査の結果が資料3の採点結果でございます。

第一次審査では、検討部会委員5名による審査となりましたが、平均点として67.6点、第二次審査では、選定委員8名により行いましたが、平均点68.13点となり、その結果、TAC・日本管財共同事業体が適正であると認められましたので、選定委員

会において、次期の指定管理者の候補として決定したものでございます。

また、TAC・日本管財共同事業体の提案内容としましては、資料4、最後のページですけれども、資料4を御覧ください。

こちらにつきましては、事業の運営というところで、子ども対象事業、成人対象事業、高齢者対象事業がありますが、こちらは現在の講師を含めた教室内容及び利用料金を踏襲するということですので、基本的には現在の教室名とほぼ同じであります。若干追加されますのは、成人対象事業の中で、親子で参加できる体操教室といったものが新規事業としての提案がありました。

また、その他の新規提案としましては、福祉・健康増進事業としまして、ザリッツによる健康度測定、Drセルフチェックによる測定会、そういった健康度の測定器を使いまして、その方の健康度をチェックして、どういった運動をしたらいいかというのをつなげるような機器でございます。それとスポーツフェスタの実施などが新たな提案としてありました。

また、町民へのアドバンテージの確保についてというところでございますけれども、従来の町民無料デイに加え、トップアスリート招致イベントなどで町民の方の優先申込期間を設定したり、あるいは地域密着型施設の観点から、町内への出張による健康運動指導なども計画されております。

設備面としましては、新たな提案で、車椅子用の車輪専用洗浄機を導入しまして、シートスの玄関等に設置すること。また、従来のスクールバスに加え、大人用のシャトルバスの運行も検討するということになっております。

この団体が選定されたことについては、ほかの自治体におけるスポーツ施設の運営でも数多く実績を積み重ねられ、手堅い経

営手腕と新たなトレーニングマシンの導入や、福祉・健康増進事業などの提案が評価されたものと考えております。

説明は以上でございます。

御審査いただき、御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

指定管理の期間が4年になっていますよね。大体そんなもんですかね。5年とかよくやるんだけど、今までも4年でしたっけ。

○委員長（高尾靖子君）

寺倉生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺倉義浩君）

生涯学習課、寺倉です。

この指定管理期間につきましては、今が第3期目で、第1期、第2期、第3期とございましたけども、この間は全て5年で設定させていただきました。1期5年という形で。

今回4年とさせていただいた経緯について御説明をさせていただきます。指定管理期間につきましては、平成17年に指定管理者制度導入における基本方針というのを町で作っておるんですけども、その中で、基本的に指定管理期間というのは2年から5年を原則とすると、ただし初期設備投資等で必要がある場合は5年を超える期間を設定してもよいと、そういうことができるというようなことを基本方針の中でうたっております。

検討部会の中でも、何年間に設定するかということは大変議論があったところなんですけども、当初は10年という指定管理期間というのも議論の中でありました。最近、まだ数多くはないですけども、徐々に

指定管理期間が10年というのがスポーツ施設の中で多くなってきております。

メリットとしましては、やはり長期的な事業計画を立てられること、また事業計画の途中での見直しができる、あるいは安定した雇用を生み出せるというところがメリットであるんですけども、豊能町は現在、公共施設検討委員会で、シートスを含めた施設の再編が議論されている中で、10年後にシートスがどうなっているかははっきりしない状況で、そういった指定管理期間で公募しても、施設のほう果たして手を挙げてくるかという懸念がございました。

そういった中で、5年以下で設定することになったわけですけども、指定管理期間が1年というのはほぼ全国的に見てもない状況で、3年から5年が全国的に約90%を占めておるんですけども、そういった中で、本町におきましては、学校再編に伴い、全小学校が空き小学校となるのが令和8年4月1日ということで、この空き小学校の利活用、相互連携を含めて新たな公共施設の総合的な運営形態を検討していくということから、令和8年4月1日を起点として、この4年間ということを設定いたしました。

また、その令和8年4月から義務教育学校に移行ということで、今の学校形態とは大分変わってまいります。そういったところで、今後、学校との連携ということも施設として考えていかなければいけませんので、新しい学校形態になるところまでを一つの期間として4年間という設定をさせていただきました。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

令和8年で一旦そこで切りたいという、そういうあれですよ。普通は長期を望む

というのが普通、業者から言えばね。業者が望んだわけじゃないんやね。

一つは、今、アルバイト、パートの人たちを非正規と言えば非正規なんですよね。5年間勤めたら、正規にしないといけないんですよね。今、そういう法になっていますよね。それを避けるためにわざわざ4年で切れるようにしたのかなと思ったんですけど、それは関係ないということですかね。

○委員長（高尾靖子君）

寺倉生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺倉義浩君）

生涯学習課、寺倉です。

この4年間というのは、委員がおっしゃったとおり、企業側からの提案ではございません。町が応募要項の中で示した条件でございます。

企業さんの雇用の関係ですので、町が非正規から正規になるということは特に町としては考えて指定管理期間を設定したわけではございません。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

そしたら、今、東京ドームから派遣されている指導員は一旦全部解雇されるという、そういうあれですか。引き継ぐんですか。どうするんですか。

○委員長（高尾靖子君）

寺倉生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺倉義浩君）

生涯学習課、寺倉です。

東京ドームの職員については、また今後違う施設に行くのか、あるいは東京アスレティックのほうと協議をして、そちらのほうに行かれるのか分からないですけれども、今現在、インストラクターにつきましては、教室内容も変えませんので、そういったインストラクター等の講師も新しい企業のほ

うに引き継ぐというような提案になっております。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

そのまま働いている会社が変わる、そういうふうになるねんね。要するに長期を避けたいと、そんなことを考えているんじゃないですかね、その企業は。いったん切ってしまうと、4年で切っておけば、5年やね。5年やったら正規職員にしないといけないんですよね、確か。それを避けるために巧妙にやっているということはないですか。

○委員長（高尾靖子君）

寺倉生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺倉義浩君）

生涯学習課、寺倉です。

この指定期間4年間というのは、あくまでも町側が設定した期間ですので、企業の雇用の問題とは直接は関係はございません。

○委員長（高尾靖子君）

ほかに。

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

すみません、吉田です。

この新たに親子で参加できる教室って、もし内容が分かりましたら、場所が今までどおり教室があったのを使うと言われて、新たにアリーナも前からいろんな団体が利用されているんですけども、そうやってやっていけるものなんでしょうか。どこを考えておられるんでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

寺倉生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺倉義浩君）

生涯学習課、寺倉です。

親子体操教室、新たな事業ということで、まだ詳細につきましては、今後、

議会で承認いただき、団体のほうと協議は詰めていきますので、場所とか時間のところまではまだ話が出ていない状況ですので、また御報告はさせていただきます。

○委員長（高尾靖子君）

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

また内容のことで申し訳ないんですけども、ドクターということを書かれている場合、あそこの福祉のところで、Drセルフチェックと言われているんですけども、ドクターはもう決まっているんでしょうか。それとも今から新たにそういう専門的な方を選ばれるんでしょうか。ちょっと分からないのでお願いします。

○委員長（高尾靖子君）

寺倉生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺倉義浩君）

生涯学習課、寺倉です。

資料が説明不足で申し訳ございません。

Drセルフチェックと申しますのは、これは人間のドクターではございませんで、そういった測定器になります。このDrセルフチェック、そういう測定器に問診、あと機器の測定データを入力しますと、予防医療の人工頭脳、AIのほうで解析結果を出します。お体の状態等を出して、こういった運動をされたほうがいいですよとかというのが出てくるような測定器になります。

○委員長（高尾靖子君）

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

そうすると、専門家ではなくて、作業療法士とか、そういう専門的な方じゃなくて、普通の何も免許をお持ちでない方が一応立ち会ってそういうことをやられる。それとも興味を持たれた方が勝手に機器を使って測定されるんでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

寺倉生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺倉義浩君）

生涯学習課、寺倉です。

特にそういったお医者さんとか、理学療法士とかがつくことはありません。

ただやはり初めて導入する機器ですので、当然お客様は使い方が分からないですので、職員のほうがそこは立ち会って説明等をさせていただきます。予定です。

○委員長（高尾靖子君）

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

もしそれで何か支障とか、またけがをされたり、そういうことがないようによろしくお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

答弁はよろしいですか。

ほかに。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

永谷です。

指定管理制度、平成15年の地方自治法の一部改正によって、これは導入されたんですけど、大体一般的に3年から5年、先ほど説明がございましたけど、あるんですけども、今回、平成8年度を見据えて4年間としたとお聞きしました。

概算で結構なんですけども、お金の話は来年になると思うんですけども、この場合もし言えるのであれば、概算でどれぐらいの契約になるのか、お願いします。

○委員長（高尾靖子君）

寺倉生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺倉義浩君）

生涯学習課、寺倉です。

指定管理料につきましては、4年総額で2億2,200万円、単年で計算しますと5,550万円になります。

現行の指定管理料が約5,000万円です。

1割上がるという形になります。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

お金の話は来年ですので、これ以上は言いませんけれども、今回、1社だけですので、こういう選定委員会を立てていただきましたけれども、結局は1社しか来なかったという状況ですね。近隣もいろいろな施設があって、大変厳しい経営かなというふうに感じているんですけども、現在、東京ドーム5年契約で聞きましたけれども、シートスの5年契約ですから平成29年度からですかね、令和3年度まで、各年度の使用状況がもし分かればお願いします。

○委員長（高尾靖子君）

寺倉生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺倉義浩君）

生涯学習課、寺倉でございます。

施設全体の年間の利用者数で御説明させていただきたいと思います。この第3期目の最初の平成29年度につきましては、1年間の利用者数が19万2,141人、平成30年度が18万5,992人、令和元年度につきましては17万2,656人、令和2年度につきましては13万2,374人、これはコロナの影響がございますけれども、そういった利用状況になっております。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

コロナ関係でやっぱり利用人数が減っているのは理解します。

シートスの1社が今後は指定管理されるんですけども、この使用状況、だんだん減っていきますので、この契約の中身ですけど、例えば減少になって、何かプラスになったら町のほうに幾らかの増収があって、もしマイナスになった場合は、町の負担は

どんな感じなんですかね。

○委員長（高尾靖子君）

寺倉生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺倉義浩君）

生涯学習課、寺倉です。

今回、企業からの提案の中で、計画を上回る収入増になった場合、つまり収益が出た場合はどうするかというところで提案もいただいたんですけども、その提案内容は黒字収益から利用者の方へ還元ということで、新しい設備の導入、あるいは新しいイベント数を増やすということと、施設の修繕というところで利用者還元を考えておるところでございます。

もし利用料の収入が減であった場合、想定よりも低かった場合というのは、特に利用者が少なかったから町から補填をすらかというのはいないということを基本協定書の中で盛り込んでおります。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

前から言われていることですけど、町内使用者の方と、町外使用者の方の利用料金が同一と、これを何とか変えていかないとあかんというふうに思うんです。これはずっと前からお話があったと思うんですけども、またこれ令和4年4月1日から指定管理を新しくされて、また一緒の価格、そういう考えでまたするんですか。

○委員長（高尾靖子君）

寺倉生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺倉義浩君）

生涯学習課、寺倉です。

利用料金は条例のほうで定めて、それを上限としてシートスの設定するという事になっております。

利用料金の町内、町外の差ですけども、団体利用、個人利用共にアリーナ、ジム等



につきましては、町外の方は町民の方の2倍というような設定をさせていただいています。定期利用につきましても、町外の方は町民の方の1.2倍という利用料金を設定させていただいております。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

あと、これ1社ということなんですけども、この1社が来ています。これが全くない場合、どういうスタンスで町として動かれるのか。今来ているからいいんです。多分これ最終的に随意契約みたいな感じになって、町が何とかお願いしますとなってしまっ、余計な話ですけど、少しお金を超えますからやってくださいという、そういう態勢をされるのか、じゃない方向でされるのか、その辺は町長、どんな感じで考えていますか。

○委員長（高尾靖子君）

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

ありがとうございます。

今、この利用料金も含めまして、指定管理、今回の提案に関しまして、様々な御提案をいただきました。

利用料金とそれからもし、そういう業者さんがなかったらということの御質問ですけども、確かになかったといえますか、質問はたくさんございましたけれども、応札をいただいたという方が1社でした。そういう事態のことも考えながら、それぞれの団体の方々と協議をしながら進めてきたというところでございます。

今後、この団体の方々が次の指定期間のところで、もしないとかという場合には、改めて検討し直さないといけないということになりますけれども、内容、それから料金、指定管理料、そういう部分も見直すこ

とが必要になってくるというように存じております。

そういうのがないように、そして今、現在このTAC・日本管財共同事業体の方々がスポーツ振興というところで大きく羽ばたいていただけるように支援をしていきたいというように思っております。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

最終的にどうしても利益が絡んできますので、町としても多分負担がかかる方向に行くかもしれません。これは、はっきり言ってね。そうした場合には、今後もこのシートス、別にユーベルもありますけれども、大変な費用がかかる状況になりますので、どこかでやっぱり判断をやらんとあかんと思います。学校も作ってお金を使って、基金もどんどん減ってきてということで、これはやっぱり首長の判断でどこかでユーベルないし、ユーベルは関係ないですけど、シートスについては判断して、やっぱり負担を少なくしていかないとかあんのかなと個人で思っています。ほかの議員はどうか知りませんが、それも踏まえて、この4年間、これからの4年間の実績がどうかというふうには私は思うんです。その辺をしっかりとこの4年間の精査をきっちり見極めた上で、再度、首長の判断でどうするかというのをまたお聞きしますので、よろしく願います。

○委員長（高尾靖子君）

答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

永並委員。

○委員（永並 啓君）

このTACさんのほかでの実績、たくさんの実績があるとおっしゃっていたので、幾つか代表するものでもいいので教えてい

ただきたいのと、さっき、永谷委員が聞かれた利用者数ですけど、町が運営しているときからの分かれば教えていただけますか。東京ドームさんに代わって一時は増えてきていたかと思うんですけど、そこからのタイミングまで増えて、平成30年度からは減っているわけなんですけども、それまでの実績も分かれば教えてください。

それと最終的に、全協でも聞いたんですけど、何社の相談があって、最終的に1社になったのかということと、あとどこの近隣の自治体にもたくさんスポーツ施設がありますよね、それらの指定管理でされているところも結構あると思うんですけど、そこら辺の状況、そこら辺もスポーツジム自体がもう民間事業者もあんまりやりたがっていないのか、ほかのところでは結構殺到しているのに、豊能町のシートスだけが1社だけだったのかということの比較も重要かなと思うので、分かったら教えていただけますか。

それと、東京ドームさんに2期やっていただいたんですけど、それで今回応募されなかった理由とか、そういう背景を聞かれていたら教えてください。

とりあえず以上です。

○委員長（高尾靖子君）

寺倉生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺倉義浩君）

生涯学習課、寺倉でございます。

TAC・日本管財共同事業体の実績でございますけれども、少々お待ちください。まず東京アスレティッククラブのほうで、現在、全国で18自治体、63施設の指定管理を行っております。日本管財につきましても、全国約100件の実績を有して、そのうちスポーツ施設においては、全国19自治体での指定管理を行っております。

2つ目の御質問でございますけれども、

シートスの利用者数、利用者の状況ではございますけれども、平成18年までが直営で運営しておりましたけれども、すみません、そのときの数字は持ってきておりませんが、一番多いときにシートスでは20万人は超えていたところが、平成29年頃から20万人を下回るということで減ってきております。

3つ目の御質問でございますけれども、近隣でもやはりスポーツ施設については、ほぼ指定管理で運営されているところが多いです。具体的に近隣の市でどこの企業が指定管理を行っているかというのは、ちょっとすみません、把握はしていませんが、近隣でも増えてきているというところは、ほとんどのところが指定管理を行っているところでございます。

4つ目の御質問ですけれども、東京ドームが応募しなかったということでございますけれども、やはりこの第3期の収支実績が赤字が続いているということと、今年1月に三井不動産に親会社が代わりました。親会社が代わりましたので、事業の整理ということで、今回シートスの応募には手を挙げてこなかったということでございます。

○委員長（高尾靖子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

まずTACさんの実績、結構な自治体でやっているんですけど、この実績で継続的に行われているところ、というのは、1期だけならエンジンをぶら下げて結構取れたりするんですけど、それを継続的にやるというのは、また利用者のニーズも満足度も高くないといけないので、やはりそこら辺が評価になってくるのかなというふうに思うので、そこら辺が分かっているならば、どのぐらい、施設自体は今現時点でこれだけや

っているけども、何年間ぐらい継続的にされているのかが分かれば教えていただけますか。

それと、応募の実績、15社でしたかね。これを再度お答えください。

あと、近隣の実績をなぜ調べていただきたいかという、1社だけだったからなんですよ。やっぱり1社というのは非常に深刻で、ここがなければ、永谷委員も言われましたけど、随意契約に持っていくしかないかという判断になりますよね。直営でやるのかという。ですからこの1社というのはもっと深刻に受け止めていただきたい。ほかのところはどうだったのか、1社というのが仕方がない状況なのか、ほかの近隣の市町村でもスポーツ施設というのは、今の社会情勢からなかなか応募がなくて、1社か2社しかない。その中で豊能町はちょっと立地が悪いから1社だったんだというなら納得がいきますけども、ほかのところでは結構な応募があるのに、豊能町は1社しかなかったというのであれば、どこに問題があるのかというところを解決していかないと、この状況を見ると次も応募ってないですよ。だからそこら辺をもっと、1社だったというのを今の段階からすぐに動いて、次に向けてとりあえずはいかないと、判断材料がほとんどなくなってしまいますようになりますよね。もう言われるがままとなってしまうので。

それと指定管理のメリットは、やはり指定管理にすることによって利用者が増えてきたというこれまでの実績があるので、もしあまり減っていくようだったら、直営でやったらどうなるのかとか、そういった運営方法というものを考えていく必要があると思うんですよ。ですから、そこの直営のときの記憶が僕もないので、どのぐらいの実績があったのかというのを、そうしない

と指定管理にしたときのメリットというのがあまり感じられなくなってしまうので、そこを確認させていただいた次第です。

それとほかは、選定委員会、ここにありますけども、ここに利用者というのが、前も言ったんですけど、入れないんですかね。今回も入っていないんですけど、部長たちでされているんですけども、例えば、シーツスの結構利用されている方、何名かが入るとか、そういった方を考えることはしなかったのか、お聞かせください。

あとシーツスのこの東京ドームさんのときもそうなんですけど、今回のTACさんが何人で、人件費がどれぐらい、5,500万円のうちの人件費がどれぐらいなのか、何人ぐらいで運営されているのかというのが分かれば、東京ドームさんと同じぐらいだったらサービスのものは維持できるかもしれませんけど、人件費を削ってどうこうというのであれば、本当にサービスが維持できるのかという不安な部分も出てくるので、そこら辺の把握ができていればお聞かせいただけますか。

○委員長（高尾靖子君）

寺倉生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺倉義浩君）

生涯学習課、寺倉でございます。

5点ほど御質問いただきましたので、順番にお答えさせていただきたいと思っております。

4つ目に御質問いただいた、選定委員会のメンバー構成については、また総務課のほうから答えさせていただきます。

まず一つ目の御質問で東京アスレティックの実績というところで複数年というのがあるかどうかというところでございます。東京アスレティック、10施設ほど今、実績を上げていただいております。例えば例で申しますと、茨城県の取手市立取手グリーンスポーツセンター、ここは平成23年

4月から令和8年3月までの指定管理期間になっております。その他で言いますと、例えば東京の国分寺市で言いますと、こちらはスポーツ施設の7施設を全て統括して指定管理を受けているというところで、平成20年4月から令和5年3月までとなっております。ほかで言いますと、これも東京の荒川の統合スポーツセンターにつきましては平成19年から令和7年3月までというところで、こちらに提供いただいている資料からしても、複数の期にわたる指定管理は10施設以上実績がございます。

2つ目の御質問で、なぜ1社かという要因についてですが、実はシートスの現地説明会に17社来ました。スポーツ施設の関連会社で9社、ビルメンテナンスの会社で8社、これはお互いに共同事業体を組むと8社から9社は応募があるんじゃないかというふうには当初見込んでおりました。参考までに前回の平成28年の選定の際には応募は7社ございました。ですので現地説明会の実績からいっても8社から9社は来るんじゃないかと思っておったんですけれども、結果的には1団体のみというところで、現地説明会には来られたけど応募されなかった企業さんのほうにヒアリングと申しますか、電話あるいはメールで問合せを行いました、本町としても今後の運営のことを考えていかないといけませんので、その中でやはり大きかったのは、当然企業さんでありますので、指定管理料の設定というところで、応募要項の中では現行の指定管理料5,000万円を大幅に上回らない程度の指定管理料ということで明確な金額を提示していませんでした。ただやはり現地説明会では一体幾らなんですかと、大幅に上回らないという基準は何ですかという質問が多数ありましたので、そこで口頭では、常識的に大幅に上回らないというのは、

1割から2割の増、2割の増というのがある意味上限というふうには考えているというところで、金額で言いますと6,000万円という口頭での説明はいたしました。やはり企業さんが手を挙げなかった理由というのは、6,000万というところで、シートスが今5,000万円で年間約1,000万弱の赤字が出ておるというところで、6,000万円ではもうけにならないというところで、やはり指定管理料がもうちょっと高ければ応募は来ていたというところと、やはり豊能町だけではありませんけれども、周辺人口が減り、高齢者が減っているというところで、やっぱりどこのスポーツ施設も利用者は減っているというところ、あとシートスが平成8年にできていますので、機械設備が古いですので維持管理にコストがかかるというところが理由として応募しなかったというふうに企業から聞いております。

3つ目の御質問でございますけれども、直営のときの利用人数というのはちょっとすみません、数字は持ってきていないんですけれども、平成19年に指定管理者制度をシートスに導入いたしましたけれども、平成18年度、直営のときの経費について御説明申し上げますと、シートスにかかった平成18年の決算額が約1億7,500万円で、収入額が、その当時は直営ですので、直接町に利用者収入が入ってきますので7,500万円、差引きで申しますと、約1億円が町の持ち出し金となっていたところがございます。それから言いますと、指定管理になりまして町の持ち出しが5,000万円、あるいは5,500万円というところで、平成18年当時から比べますと町の負担は4,400万円程度は減っているというところになります。

次の御質問で人件費についてですけれど

も、東京アスレティックのほうは、一応提案書類の中では、在籍職員は正職員が5名、常時3名は一応配置すると、あとは非常勤職員で対応するといったところで、今のシートの体制とほぼ同じぐらいの体制でございます。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

おはようございます。副町長の川村でございます。

選定委員会のメンバーにつきましては、総務部総務課のほうが所管ということで、この委員会に入っておりませんので私のほうから御説明を申し上げたいと思います。

選定委員会につきましては、本町で定められております指定管理者制度に関する基本指針という中で選定委員会のメンバーというのを定めております。私が委員長を務めさせていただきまして、そのほか、学識経験者1名ということで、今回は大阪成蹊大学の塚教授、この方はまちづくりとかを御専門にされておられる方ですけれども、また併せて公共施設の再編検討委員会の委員長であるという観点から今回入っていただいております。

そのほか、人事、契約、財務担当部長ということで総務部長。それから企画総合調整担当ということでまちづくり調整監、それから公の施設を所管している部長ということで、保健福祉部長、住民部長、都市建設部長、こども未来部長が入って、この8名で構成をさせていただいているところでございます。

○委員長（高尾靖子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

メンバー構成で聞いたかったのは、前回

も庁内の部長の方たちが構成メンバーだったんですよ。そこで利用者の方たちというのが入らないかというのをお聞きしたかったんです。そういった選定の際には、他の指定管理とかでよく利用者代表とかも結構入っている場合もあるので、そこら辺をちょっとお聞きしたかった次第です。

それと、直営のときよりも4,400万円ぐらいの赤字は解消されていると、ただ、6,000万円程度だったら応募がないというような状況を考えると、これからもうちょっと、もし続けるのであれば、6,000万円じゃ難しいとなると、どんどんその差額が減っていくというようなかたちですよ。というのが想定されるので、やはりこれからのこういうスポーツ施設の運営というものをどう考えるのかなというところを考えていかないといけないのかなと思います。

やはりこれも公共施設検討委員会という話がすぐにいろんな場面に出てくるわけなんですけど、一番気になるのは、多分公共施設検討委員会で豊能町の施設を全部見直したら、もしかしたら全てやめろという結論になるのかなという感触は得ているんですよ。全て赤字で維持管理を考えるとやめたほうが財政的にはいいですよというように形になってしまいかねない。それをじゃあほかの理由、福祉の観点からとか、文化の育成であるとか、子どもの意識、モチベーションの向上とか、いろんな側面からほかの理由で行政というものは政治判断によってそれを維持する、維持しないというものを決めるんじゃないのかなというふうに考えているんですけども、そこら辺を町長は示されなければ、いくら職員の方たちが、いろいろ公共施設の検討委員会で状況を出したとしても、最終的には赤字であっても残す、赤字だから潰すという判断を示しておかなければいけないと思うんですけど

ども、その公共施設検討委員会の判断は全て守られるのか、その上の政治判断があるのかというのが分かっているとお聞かせいただけますか。

○委員長（高尾靖子君）

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

今、永並委員からの選定委員会の件でございますけれども、今ちょっと委員の意見を頂戴いたしましたので、そこら辺についてはまだ検討といいますか、その辺も含めて考えさせていただきたいと思っております。

○委員長（高尾靖子君）

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

御指摘ありがとうございます。

まずスポーツ施設という部分で、私どもの、今スポーツ施設というのは総合スポーツ施設。近隣のところでいくとやっぱり特化型といいますか、プールであったりとか、そういうふうに分化してきているというのも事実でございます。

そうすると、我々のところのスポーツ振興というところから考えた場合に、それを維持するというところの総合スポーツ施設、それからいわゆる健康維持、健康増進というところのものも検討を加えながら、そこの中に入っていくかといけません。

今回のTACさんの提案の中にも健康維持というところが非常に入り、そういうプログラムも含めて、将来あるべき姿も御提案いただいています。

検討委員会の中、公共施設もそうですけれども、今現状やっつけていただいている部分というのは、現状分析から将来の在り方検討というところを踏み込んでいただいております。それらを踏まえた状態で、最終的に判断というのは、町民の方々に対するど

ういうサービスをしていくかということになりますので、その判断のタイミング、それから我々の財政というところでバランスを取りながら進めていかないとはいけませんので、その段階になりましたら、最終的な判断をさせていただきたいというふうに存じております。

○委員長（高尾靖子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

ぜひとも次回、あるのか分からないですけど、指定管理の際は利用者等も踏まえて、確か前々回、前回、そのまま応募しなかったときがありましたよね。そのまま東京ドームでもう応募せずに、うまくいっているからいいんだみたいな感じでいきましたよね。

それでちょっとお聞きしたいのは、今回その中に、最初ときに豊能町の直営だったときはフィットネス21だったかな、そこが運営していたかと思うんですけど、もしそこで東京ドームさんが競り勝ったわけですよ。そしたら普通の感情から言えば、じゃあ今度はもっといいサービスを提供して、今度は我々がというふうになってもおかしくないにもかかわらず、今度は応募する機会すら与えられなかったわけですよ。そのときは、そのまま2期目に行ったはずなので、ですからやはり常に応募というのはしていただきたい。その結果が1社しかないというような結果にもつながってしまうのかなど。だからこれから指定管理とかするときは、常に応募というのはしてもらいたいなということはお願ひしたいと思います。

それで、やはり町長はもっと速い判断が要ると思いますよ。そうしないと、結局、小中一貫校の話でも、長年議論してきたことでも政治判断で変えることが町長にはそ

の権限があります。でもそれは、今現に進んでいる公共施設検討委員会で精査している内容、現状分析でもう前からやっているんですよ。4年も前からまだ公共施設の再編何とかかんとかありましたよね。常に公共施設の何たらかたらって常にやっているんですよ。結局残す、残さないというものは最終的には政治判断になります。当然、一番嫌われる役だと思います。でもそれを町長が言わなければ、嫌われてでもやるという、身を切るというのはそういうことかなと思うので、今後、そういったところを覚悟を持って、やはり残すものはどんなことをしても、赤字だろうが何だろうが残すんだというものと、ここの部分はこれだけの赤字があるからどうしても無理だからもうやめるんだというのを、やはり町長は示していかなければ、そこはもう検討委員会の範疇じゃないです。検討委員会はあくまでも、さっき町長自身が言われたように、分析、現状分析しかありません。それを残す残さないは政治判断ですから、それは町長の政治方針に従って早々に示していただかなければいけないと思いますけど、いかがですか。

○委員長（高尾靖子君）

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

ありがとうございます。

公共施設再編計画も、過去に何回もということですがけれども、その結果として方針または内容が示されなかった。全体的には改善方向に行っている。それからその議論が出てきたというところでございますけれども、今回は、その政治判断をするところで、皆さんとともに、共生も含めて、そして最終的な判断のタイミング、これを見計らっているところです。

永並委員がおっしゃるように、最終的に

政治判断と言いますか、残す残さないの判断、それから内容の改変、複合化、そういう部分も含めて、この社会に合う段階のものを提示していかないといけませんので、そのつもりで進めていきたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長（高尾靖子君）

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

ちょっと先ほどお聞きするのを忘れていましたのでちょっとお聞きしたいんですけども、今までどおりにやられるということとをさっき御説明いただいたんですけども、シートスでは野菜とか、それから宝くじなど、スタッフの方が一生懸命やってくさっているんですけども、そういうのはどうなるのでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

寺倉生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺倉義浩君）

生涯学習課、寺倉です。

御説明させていただいた教室等は講師も含めて利用料金も含めて継続するということと、スタッフの方が野菜を売られたりということところは、細かい部分になるかと思うんですけど、今後、東京ドームから東京アスレティックが引継ぎを受けますので、そのときに町も入って協議し詳細を決めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（高尾靖子君）

ほかに。

池田委員。

○委員（池田忠史君）

私、今回が初めてですので一つお伺ひしたいんですけども、この指定管理の採点結果がありますけれども、一体何点であれば合格というか、オーケーで、何点であれば駄目なのかというところの基準というのを

教えていただきたい。

あと今回は1社、今後、先ほどもおっしゃったとおり、ちょっと金額的なものでもしかしたらないかもしれないですけど、2社、3社あった場合に、この中の基準の中で何を優先されるのか。平均点だけを優先で取られるのか、もしくは、例えば豊能町の場合でありますと、金銭的な部分でいう4番の運営の経費が条件がいいところを優先するとか、いろんなそういう選び方もあると思うんですけど、その辺はどういうふうに考えられているのか教えてください。

○委員長（高尾靖子君）

寺倉生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺倉義浩君）

生涯学習課、寺倉です。

今回、応募団体が1団体ということで、一次審査、二次審査を1団体のみで行っていたわけですが、それぞれの得点で言いますと、審査項目は若干変わっていますが、前回、平成28年に選定したときと大まかには変わっておりません。そんな中で今回については、一次審査が67.6点、二次審査68.13点というところで、これは各部会委員、選定委員の平均点ではございます。これを前回の平成28年時の選定のところに当てはめると、一次審査7社中でいうと2位に相当する点数、二次審査4社中でいうと2位に相当する点数ということで、ある一定の高い点数であったというふうには考えております。

あくまでもこの点数のつけ方としましては、ほかの企業、団体と比較して何点という相対評価ではなく絶対評価ではございますので、そういったところである一定高い得点を取られているかというふうに思っております。

審査基準の中で運営経費というところは、町の財政も鑑みまして、非常に大事なところ

ろではございます。ただ、非常に低い金額を提示してきた、ただ事業内容が非常に薄いとか、設備にあまりお金をかけていないというのも施設の運営上、大変問題がございまして、指定管理料というのも一つの選考の要素ではありますけども、それを相対的にトータルで判断して指定管理者を決定していくというところでございます。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

池田委員。

○委員（池田忠史君）

前回と比べてというお話でしたけれども、この点数自体は言い方悪いんですけど100点満点で68点ぐらいですよ。これを高いと見るのか、低いと見るのかというところをお伺いしているの、例えば80点以上は間違いなく合格、60点以上であれば何とか合格とかというような基準的なものをお伺いしていたので、その部分が前回と比べられてもちょっと分からないということですので、その辺をちょっと教えていただきたい。

○委員長（高尾靖子君）

寺倉生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺倉義浩君）

生涯学習課、寺倉です。

大変失礼いたしました。委員がおっしゃるように、何点以上、80点以上合格、60点以上が合格とかという明確なこの点数であれば合格という基準表というのは作っておりません。ですので、100点満点中60数点が高い得点かどうかというところですが、例えば5段階、5点満点のところ、通常、企業さんが事業を適正に運営するとなったときに5をつけられるかという、基本的には通常適正に運営して当然というところで3点あるいは4点となってきてしまいます。特に評価すべきという



ところであると5点ということになってきますので、ある一定、70点弱の一次審査、二次審査の点数というのは、ある一定の基準には達しているものというふうには考えております。

○委員長（高尾靖子君）

質疑はございませんか。  
（質疑なし）

○委員長（高尾靖子君）

質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。  
（討論なし）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。よって第51号議案は原案のとおり可決されました。

ここで室内換気のために10分間休憩いたします。

11時10分より次行いますので、よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

（午前10時59分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○委員長（高尾靖子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第53号議案、令和3年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件（関係部分のみ）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

順次発言を求めます。

入江こども未来部理事、よろしく願いします。

○こども未来部理事（入江太志君）

おはようございます。こども未来部、入江でございます。

それでは、第53号議案、令和3年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、繰越明許費、歳出、歳入の順番に各課で御説明申し上げます。

まず、補正予算書6ページをお開きください。

そのこの2つ目でございます。款10、教育費、項4、幼稚園費、事業名はふたば園施設整備事業でございます。これはふたば園の施設につきまして、主に平成2年度に開園した当初の園舎の屋根が経年劣化により雨漏り等がございまして園の運営に支障を来していることから、また歳出のところでも計上しておりますが、今回、屋根と外壁の改修工事6,823万円と、それに伴う工事管理委託料265万4,000円、併せまして7,088万4,000円を繰越明許を計上しております。

この工事は、今回、議会で認めていただきましたら、令和3年度、今年度中に契約をし、令和4年当初から夏にかけて改修工事を予定しておるものでございます。令和3年度中に事業が終わらないため、改修工事費について繰越明許費をお願いしているものでございます。

繰越明許については以上でございます。

次に、歳出に移ります。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

それでは、歳出について、関係部分のみ順次説明してまいります。

21ページをお開きください。

款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費の2、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金の303万7,000円は

人件費、給付費等にかかる費用を国民健康保険特別会計へ繰り出しするものです。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

中谷福祉課長。

○福祉課長（中谷 匠君）

福祉課、中谷です。

同じく、7、障害者自立支援事業、19、その他、1,746万3,000円を計上しております。

この経費は、障害者自立支援給付費のうち、在宅介護や施設入所支援等の利用者の人数が当初の見込みを上回ったため予算の増額をお願いするものです。

次に11、障害児福祉事務事業、19、その他、1,386万6,000円を計上しております。

この経費は、障害児通所サービス事業費のうち、放課後等デイサービス等の利用者の人数が当初の見込みを上回ったため、予算の増額をお願いするものです。

続きまして、補正予算書22ページを御覧ください。

15、子育て世帯臨時特別給付金給付事業、22、償還金、56万7,000円を計上しております。

この経費は、令和2年度に実施しました子育て世帯臨時特別給付金の事務費につきまして、当初予定しておりました予算額を郵便代と振込手数料などが下回ったため償還するものです。

次に16、障害者（児）通所事業所および相談支援事業所新型コロナウイルス感染症対策支援事業、18、交付金を120万円計上しております。

この経費は、障害者通所施設等において、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品等の関連経費に対しまして、事業継続支援を目的として1施設当たり20万円を町

内の6施設に交付するものです。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

続きまして、目2、老人福祉費の3、介護保険特別会計事業勘定繰出金の37万7,000円の減額は、人件費の減額に伴い、介護保険特別会計へ繰出金を減額するものです。

同じく10、介護サービス事業所支援事業、500万円は町内の訪問介護事業所等に対して、新型コロナウイルス感染症対策に要する費用を助成するものです。

続きまして、目8、未熟児養育医療助成費の127万8,000円は、未熟児養育医療給付費の増加に伴い、扶助費を補正するとともに、事業費確定に伴う国への償還金を補正するものです。

23ページを御覧ください。

目9、後期高齢者医療費の1、後期高齢者医療特別会計繰出金、83万8,000円は、後期高齢者医療保険料の軽減に要した費用について、府、町の負担分を併せて後期高齢者医療特別会計へ繰出しするものです。

○委員長（高尾靖子君）

中谷福祉課長。

○福祉課長（中谷 匠君）

福祉課、中谷です。

続きまして、補正予算書24ページをお開きください。

款3、民生費、項2、児童福祉費、目3、児童措置費、2、児童手当支給事業、12、業務委託料、672万6,000円を計上しております。

この経費は、令和4年10月支給分の児童手当の制度が一部変更されるため、児童手当システムの改修経費を計上しております。

す。

○委員長（高尾靖子君）

小森健康増進課長。

○健康増進課長（小森 進君）

健康増進課の小森でございます。

続きまして、25ページを御覧くださいませ。

款4、衛生費、項1、保健衛生費、目1、保健衛生総務費の2、保健衛生推進事業でございます。新型コロナウイルスの影響によりまして負担が増大いたしました豊能広域こども急病センターへの負担金を計上するものでございます。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

同じく、3、国民健康保険特別会計診療所施設勘定繰出金、431万円は人件費に係る費用を国民健康保険特別会計診療所施設勘定へ繰り出しするものです。

○委員長（高尾靖子君）

小森健康増進課長。

○健康増進課長（小森 進君）

健康増進課の小森でございます。

続きまして、26ページをお開き願います。

目2、予防費の2、成人健康増進事業の432万3,000円でございます。法改正に伴うことによります健康管理システムの改修に係る費用を補正するものでございます。

同じく4、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の1億1,699万8,000円でございます。これにつきましては、ワクチン接種に係る業務委託料などの費用を補正するものでございます。

○委員長（高尾靖子君）

入江こども未来部理事。

○こども未来部理事（入江太志君）

こども未来部、入江でございます。

次に、補正予算書31ページをお開きください。

款10、教育費、項1教育総務費、目2、事務局費、説明欄では2、学校園管理事業の12、業務委託料でございます。これは、令和4年度から東地区の小中一貫校の取組として、来年度、東能勢小学校5年、6年を東能勢中学校で受け入れて学校活動を行う予定でございますが、それに伴いまして、現在入れております校務支援システムの改修が必要となり、所要のシステム改修経費を計上しているものでございます。

小中一貫校の実施に伴いまして、今の小学校と中学校という仕様から1年生から9年生までというような表示と言いますか、そういう扱いにいたしますので、主にその変更に伴う各種の様式等の修正を予定しておるものでございます。

○委員長（高尾靖子君）

吉澤義務教育課長。

○義務教育課長（吉澤 亘君）

義務教育課、吉澤です。

同じく、説明の5、学校教育充実事業の業務委託料、28万8,000円ですが、これは令和3年5月補正予算でお認めいただきましたスクールサポートスタッフ事業の追加分になります。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症対策の感染防止対策として、学校内の消毒作業を学校の先生方にさせていただいておりました。その関係で通常の間以外にそういう作業が入ってくることによって、その部分を外部の人材で補填することによって、先生方に本来の業務に戻っていただく、そういう目的で文部科学省のほうで補助事業として始めた分に該当しましたので、5月の補正のときに認めていただきま

した。ただし、その補助上限額があったので、契約期間が12月末までだったのが、追加事業として認めていただきましたので、年度末まで実施するための追加分になっております。

○委員長（高尾靖子君）

入江こども未来部理事。

○こども未来部理事（入江太志君）

こども未来部、入江でございます。

それではすみません、33ページをお開きください。

款10、教育費、項3、中学校費、目1、学校管理費の説明欄2、中学校管理事業でございます。

まず、消耗品でございますが、これも令和4年度からの東地区の小中一貫校の取組として、5、6年生を中学校校舎で受入れいたします。その際、給食についてはデリバリー給食を提供する予定でございますが、その容器を購入する費用を計上しているものでございます。現在の中学生より若干小さい容器の購入を予定しております。

次に、18の負担金でございますが、今、東能勢小学校では、安全対策として、登下校メールサービスを民間業者が、保護者の希望によりまして提供しております。今回、5、6年生を中学校で受入れるのに伴い、東能勢中学校でも小学校と同様の登下校メールサービスを民間事業者提供していただくように協議をしてきました。今回、協議の結果、校門についてはグラウンド側と国道側、ここの郵便局側の2か所にその配信設備の設置を予定しております。そこが登下校時に児童生徒が通るところということでございますが、本町はそのうち1か所について設置費用を負担することとして協議をいたしました。今回、グラウンド側の校門1か所の設置費用として、これは民間

事業者が設置するものでございますが、その設置負担金89万3,000円を計上しておるものでございます。

次に、補正予算書34ページをお開きください。

款10、教育費、項4、幼稚園費、目1、幼稚園管理費、説明欄は4、ふたば園管理事業でございます。

ここの業務委託料265万4,000円及び工事費の6,823万円につきましては、先ほど6ページの繰越明許費の補正のところで御説明しましたふたば園の屋根及び外壁の改修に関する工事管理委託料と工事請負費を計上しているものでございます。

○委員長（高尾靖子君）

寺倉生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺倉義浩君）

生涯学習課、寺倉です。

それでは補正予算書の36ページをお開きください。

項6、保健体育費、目1、スポーツ振興費の3、シートス管理事業でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、町からシートスに対して休館要請をお願いしておりましたので、その休館中における維持管理や感染防止対策に係る経費について助成を行うものでございます。

歳出の説明は以上になります。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

次に、歳入について説明いたします。

11ページを御覧ください。

款16、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金、節1、社会福祉総務費国庫負担金の1、国民健康保険基盤安定繰入金国庫負担金、98万5,000円

は、先ほど歳出で説明しました国民健康保険特別会計への繰り出しに係る国庫負担金です。

○委員長（高尾靖子君）

中谷福祉課長。

○福祉課長（中谷 匠君）

福祉課、中谷です。

同じく、2、障害者自立支援給付費等国庫負担金、873万1,000円を計上しております。こちらは歳出で御説明いたしました障害者自立支援事業における予算増額に伴う国の追加負担分でございます。

次に、3、障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金、693万2,000円を計上しております。

これは、歳出で御説明させていただきました障害児通所支援サービス事業における予算増額分に伴う国の追加負担分でございます。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

続きまして、節3、未熟児養育医療助成費国庫負担金の1、未熟児養育医療費国庫負担金の62万9,000円は、先ほど歳出で説明しました未熟児養育医療給付事業に係る国庫負担金です。

○委員長（高尾靖子君）

小森健康増進課長。

○健康増進課長（小森 進君）

健康増進課の小森でございます。

次に、目3、衛生費国庫負担金、節1、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金でございます。1億1,699万8,000円でございますが、先ほど歳出のところで申し上げました説明のとおり、ワクチン接種に係る国庫負担金でございます。

○委員長（高尾靖子君）

中谷福祉課長。

○福祉課長（中谷 匠君）

福祉課、中谷です。

次に、補正予算書12ページ、款16、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、民生費国庫補助金、節1、社会福祉総務費国庫補助金、6、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を120万円計上しております。これは歳出で御説明させていただきました新型コロナウイルス対策の施設に対する補助金でございます。

次に、節3、児童措置費国庫補助金、1、児童手当制度改正実施円滑化事業国庫補助金、672万6,000円を計上しております。これは歳出にて御説明させていただきました児童手当システム改修における国庫補助金でございます。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

同じく、節4、老人福祉費国庫補助金の1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、500万円は、先ほど歳出で説明しました町内の介護事業所等に対する助成に係る国庫補助金です。

○委員長（高尾靖子君）

小森健康増進課長。

○健康増進課長（小森 進君）

健康増進課の小森でございます。

次に、目3、衛生費国庫補助金、節1、予防費国庫補助金の167万6,000円でございます。先ほど歳出のところで御説明申し上げました健康管理システム改修に係る国庫補助金でございます。

○委員長（高尾靖子君）

寺倉生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺倉義浩君）

生涯学習課、寺倉です。

続きまして、目5、教育費国庫補助金、節6、スポーツ振興費国庫補助金、601万2,000円でございますが、歳出のところで御説明申し上げましたシートスの休館中の助成に対する国庫補助金でございます。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

13ページを御覧ください。

款17、府支出金、項1、府負担金、目2、民生費府負担金、節1、社会福祉総務費府負担金の1、国民健康保険基盤安定繰入金府負担金、202万1,000円は、先ほど歳出で説明いたしました国民健康保険特別会計への繰り出しに係る府負担金です。

○委員長（高尾靖子君）

中谷福祉課長。

○福祉課長（中谷 匠君）

福祉課、中谷です。

次に、2、障害者自立支援給付費等府負担金、436万5,000円を計上しております。これは歳出で説明させていただきました障害者自立支援事業における予算増額分に伴う府の追加負担分でございます。

次に、3、障害児施設措置費（給付費等）府負担金、346万6,000円を計上しております。これは歳出で御説明させていただきました障害児通所支援サービス事業における予算増額分に伴う府の追加負担分でございます。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

節3、未熟児養育医療助成費府負担金の1、未熟児養育医療費府負担金、31万4,000円は、先ほど歳出で説明いたしました未熟児養育医療給付事業に係る府負担金

です。

続きまして、節4、後期高齢者医療費府負担金の1、後期高齢者医療保険基盤安定繰入金府負担金、62万8,000円は、先ほど歳出で説明いたしました後期高齢者医療特別会計への繰り出しに係る府負担金です。

○委員長（高尾靖子君）

吉澤義務教育課長。

○義務教育課長（吉澤 亘君）

義務教育課、吉澤です。

款17、府支出金、項2、府補助金、目8、教育費府補助金、節1、事務局費府補助金の14万4,000円は、歳出で御説明いたしましたスクールサポートスタッフの府補助金になっております。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

15ページを御覧ください。

款22、諸収入、項3、雑入、目3、雑入の72、後期高齢者医療定率負担金精算金57万4,000円は、令和2年度定率負担金の確定による精算金です。

説明は以上です。

御審査いただき、御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

御説明ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

永谷です。

6ページの繰越明許費補正ということで、先ほど、ふたば園の施設整備事業のお話を聞いたんですけども、これは防水とあと壁ですかね。壁の塗装かモルタル充填とか、その辺はどんな感じになるのでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

入江こども未来部理事。

○こども未来部理事（入江太志君）

こども未来部、入江でございます。

屋根の防水工事が主でございます。それと外壁も傷んでいるところが見受けられますので、外壁の補修工事の予定をしておる次第でございます。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

防水は全てじゃなくて、一部分、何平米か、あと壁等の平米数、もし分かれば。

○委員長（高尾靖子君）

入江こども未来部理事。

○こども未来部理事（入江太志君）

こども未来部、入江でございます。

まず屋根でございますが、一部でございます。これは平成2年開園当時の園舎の部分、その後、一部ひさし等増築している部分もございしますが、その部分が非常に傷んでおるといところで、面積としては、今、1,070平米程度を予定しております。防水工事を施すということと、あと外壁ですね。開園当初の園舎の主に裏側なんですけど、そこの外壁の傷んでいるところの改修。面積としては、今、690平米程度を見込んでおります。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

前もちょっと言ったんですけど、結構最近繰越明許費が多いなということで、昨日も川上議員のほうからもございましたけれども、ちょっと一部昨日の総務建設の中でこの話も出ていましたけれども、その要因を再度、どうしてこうなったのかその要因についてお願いします。

○委員長（高尾靖子君）

入江こども未来部理事。

○こども未来部理事（入江太志君）

こども未来部、入江でございます。

通常でしたら当初予算に計上して御審議いただいて年度内工事という形が主でございますが、今回、この財源措置として地方債ですが、交付税措置のある地方債を充てたいというところがございます。その地方債は、今年度中に予算を計上し、契約をするという、今年度予算という措置の起債でございますので、その活用も考えまして、今回、このタイミングで補正をさせていただいた。契約はして繰り越すという形でその起債の活用ができるということも踏まえまして、今回、繰越明許費を設定させていただいたということでございます。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

私の聞き間違いかもしれませんけれども、何か設計業務が、仙波さんのほうからでしたかね、設計業務が少し遅れたから、聞き間違いかもしれませんよ、設計にかかるのが遅れて、それで工事関係が次年度にという話ではなかったですか。ちょっとそんな感じに聞いたんです。もし間違いであれば、違うということをお願いします。

○委員長（高尾靖子君）

入江こども未来部理事。

○こども未来部理事（入江太志君）

こども未来部、入江でございます。

今、委員がおっしゃった内容は承知しておりません。これは当初予算で設計予算を上げさせていただきました。それが12月にかかるという形で、12月までの設計を今終える段階でございます。そのとき工事費が算出できましたので、今回、この財政

措置のある地方債を活用して事業を行うと  
いうことで予定をしております。

これについては、個別施設計画を昨年ま  
とめましたけども、その中でもそういう形  
で計画をしているものでございます。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

それで34ページにこのふたば園管理事  
業の費用を書いてまして、先ほど、業務委  
託料のお話があったときに、工事管理委託  
料で265万4,000円、設計業務は直営  
でされたという認識でよろしいですか。

○委員長（高尾靖子君）

入江こども未来部理事。

○こども未来部理事（入江太志君）

こども未来部、入江でございます。

設計も委託をさせていただきました。こ  
れは当初予算でも御説明させていただいた  
と思いますが、当初予算で870万8,00  
0円の予算を計上させていただいておりま  
す。それに伴いまして、今年度契約をしま  
して、12月に設計を終えるという形で運  
んでおります。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

永並委員。

○委員（永並 啓君）

すみません、2小2中に関わる経費とし  
ては、31ページの2、学校園管理事業の  
業務委託料242万円と、33ページの中  
学校管理事業の10、消耗品費15万1,0  
00円の2つでよろしいですか。

○委員長（高尾靖子君）

入江こども未来部理事。

○こども未来部理事（入江太志君）

こども未来部、入江でございます。

もう一つ、先ほど、中学校管理事業の消  
耗品の次に、負担金で登下校メールサービ  
スという説明をさせていただきましたけど、  
これも5、6年が今回中学校校舎に下りて  
くるのに伴いまして、登下校メールサービ  
スの設備を民間事業者が設置します。それ  
について一定の経費を負担する予算を計上  
しておりますので、それも含めて、今回の  
小中一貫校の関連予算という形で予定して  
おります。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

すみません、今のメールサービスの負担  
金というのの小中一貫校分は、これはその  
部分だけで89万円ということではなくて、  
含まれているという認識でいいのか。その  
小学校5、6年生に対してだけの89万3,  
000円という理解でいいですか。

○委員長（高尾靖子君）

入江こども未来部理事。

○こども未来部理事（入江太志君）

こども未来部、入江でございます。

これはICタグというのを子どもが持ち  
まして、それが校門を通過するとメール配  
信をするというものでございます。

今それは東能勢小学校に1年から6年の  
子どもの方が希望により御利用していただ  
いていますが、その同じ機能を下につけ  
るという形に基本的になりますので、今後、  
例えば1年から4年が下りてきたら、その  
設備を使えるというようなものでございま  
す。先行的に下りてくるので、その設備を  
移設するわけじゃないんです。上も使って  
いるので、新たに増設するというようなも  
のでございます。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）



小寺委員。

○委員（小寺正人君）

今、おっしゃっているのは阪神電鉄がやっているミマホルメですよ。それはアンテナを下に埋めるだけよね。確か。

○委員長（高尾靖子君）

入江こども未来部理事。

○こども未来部理事（入江太志君）

こども未来部、入江でございます。

アンテナというんですかね、コイルというんですか、そのセンサー磁気を下の地面に埋め込むようなものです。それを配信するので、配信する機械が要ります。それは校門の近くにボックスみたいなのを設置して、それがメールを発信すると、それがセットになっています。それが2か所、グラウンド側と、こちらの郵便局側と2か所。そのうちの1か所は負担すると、そのように考えております。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

それは昔無料でやってもらったと聞いたけど、やってもらってなかったですか。

○委員長（高尾靖子君）

入江こども未来部理事。

○こども未来部理事（入江太志君）

こども未来部、入江でございます。

委員がおっしゃるように、昔というか、子どもが多いときは、保護者とPTAの希望により、例えば東能勢小学校とか東ときわ台小学校は無料で業者が施工してくれました。ところがその後、子どもが減りました。利用者数が減るということで、なかなか採算が合わないというか、採算が低くなっている。その中で、平成28年の補正のときに吉川小学校と光風台小学校も設置をして、小学校は全てミマホルメは導入できま

した。その際の協議で、利用者数が減っておるので一部負担してほしいという協議がその当時ありました。そのときも一部負担金を補正させていただいて、整備した経過がございます。今回、5、6年が下りてくる、少人数ですので、その辺の費用も、やはり今は採算性がなかなか厳しいということで、設置の全額を負担するのは難しいというところでもございましたので、1か所ずつというか、こちらが1か所持つという形で協議をしたという次第です。

以上です。

○委員（永並 啓君）

（休憩提案）

○委員長（高尾靖子君）

皆さんいいでしょうか。委員から5分ほど休憩と言われていますが、よろしいですか。

○委員（永並 啓君）

（発言あり）

○委員長（高尾靖子君）

休憩を取ったほうがいいんですね。

それでは、5分間休憩いたしますが、このままでは駄目ですね。別室ですか。

恐れ入れます。理事者の皆様、5分ほど休憩します。

議案がまだありますので、ちょっと1回休憩を取りましょうか。お昼からということで、ちょっと早いですけどよろしいですか、皆様。

12時45分まで休憩し、開始は45分からということにしますので、よろしくお願いたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後 0時45分 再開）

○委員長（高尾靖子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

53号議案の議案に対して、まだ終了していませんので、引き続き行います。

発言、質疑がありましたら。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

ミマモルメの話は、田中龍一さんが町長で、それから板倉さんが教育次長の時代にやってもらったと思います。その前に既に東能勢中学校、東能勢小学校はもう入っていると聞いたから、じゃああと西3つ残っているから、東ときわ台小学校はやっていると、やっていないこの3つを入れるのに幾らかかるかといったら、人数の少ない吉川小学校だけ85万円ぐらいだったかな、予算を通してやってもらった。工事ですよ。あとミマモルメのメールについては、生徒の親御さんが自費で持たなあかんから、強制はできないから、その人たちがサービスを受けた人だけが申し込むようにやったと、僕は記憶しているねんけど。当時は阪神電鉄がやっていたので、阪神電鉄に行って、そういう話を聞きつけて、田中龍一さんになんやったらどうですかということを勧め、彼がやってくれたと僕は承知しているねんけど。もう一回調べといてください。やっていたはずですよ。

○委員長（高尾靖子君）

入江こども未来部理事。

○こども未来部理事（入江太志君）

こども未来部、入江でございます。

もう一度ちょっと説明させていただきますと、これは学校から聞き取りした内容です。まず東能勢小学校では平成25年度に保護者がミマモルメの導入を希望されたということで、教育委員会としては設置費用は当時阪神電車が負担されるということで、こちらとしても別にそれを許可しないわけじゃないということで設置されたと聞いております。それは平成25年度のことだと。

その後、東ときわ台小学校においても導

入を希望されていたということで、東ときわ台小学校が平成26年度に導入されたと聞いております。それも業者の負担で。あとサービスを受ける際、委員がおっしゃったように、利用料金がかかります。それは保護者と阪神電車の間の契約でということになりますので、そういうことだと思います。

その後、残る、さっきは3学校、これは多分西の3学校のことをおっしゃっているかと思ったんですけど、小学校については吉川小学校と光風台小学校が未設置なので、この点については阪神電車と協議をさせていただいたと。ただ吉川小学校は、今おっしゃったとおり、子どもが非常に少のうございますので、設置費用もかかりますので、協議をして費用の半分程度ということで、当時、平成28年度の9月補正で84万7,000円を計上させていただいて、お認めいただいたと記憶しています。それで設置をして、小学校については、吉川小学校、光風台小学校も設置をしたので、小学校は全て登下校のメールサービスができたということでございます。

その際、中学校の話も出たかもしれませんが、私が記憶しておくには、中学校については、生徒がICタグをあまり持たないと、親に居場所を分かれたいくないのかあれるので、中学校は加入率が非常に悪いですと、なので採算が取れませんということで、阪神電車としては、設置をしたくなかったじゃないですけど、そこまではされていなかったと記憶しておるんです。だから現在、中学校は設置しておりません。こちらは許可しておりませんので、そういう状況かなと。

今回、5、6年が東能勢中学校に下りてきますので、保護者からのお問い合わせもございましたので、いずれ全て小学生は下り

てきますから、その分、前倒しというか、設置を協議申し入れたということでございます。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

永谷です。

議案書21ページ、社会福祉総務費ですね、その中のまず7番の障害者自立支援事業、1,746万3,000円、これは増加のためと聞いているんですけども、障害者の方の人数の増加というふう聞いておりますが、実際的にどれぐらいの増加があるのか、この点についてお願いします。

○委員長（高尾靖子君）

中谷福祉課長。

○福祉課長（中谷 匠君）

福祉課、中谷です。

まず、主なものとしまして、在宅介護、ホームヘルプサービスですね。につきまして、当初予算では月20人ぐらいの予定で見込んでおりましたが、実際25人の見込みになったため、約950万円ぐらいの増加となっている。

あと、施設入所支援ということで、こちらも当初20人で見込んでおりましたが、23人ということで、3人増加したということで730万円ぐらいの増加。

その他、増減があるものもありますが、大きな要因はその2点となります。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

あと、続いて11番の障害児福祉事務事業、これも通所サービス等で増加していると聞いているんですけども、先ほど言いましたように、人数的なことで御説明をお

願います。

○委員長（高尾靖子君）

中谷福祉課長。

○福祉課長（中谷 匠君）

福祉課、中谷です。

こちらの主なものとしましては、一番大きなものが、放課後等デイサービスというサービスで、当初では月29件の見込みでしたが、実際に使われている平均が46件ということで、こちらの増加によるもので、約1,320万円の増加となっております。主なものはそちらになります。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

続いて22ページの未熟児養育医療助成費ですね。これも増加のためなんですけれども、実質的に今までの状況からどれぐらい増加しているのか、その点についてお願いします。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

未熟児医療に関しましては、対象となる件数というのは年度によってお一人だったり、お二人だったりという、本当にごく少数の方が一定期間入院が継続することによって発生する費用ですので、ちょっと年によって変動が大きくなっております。

直近で言いますと、令和2年度につきましては、件数がゼロ件で対象者はおられませんでした。令和元年度につきましては、対象の方お一人で12万円程度。平成30年度につきましてもお一人で17万円程度という実績でございます。最近で少し多か

ったのは、平成28年度で5件の方が対象になりまして、そのときが43万円程度というような実績でございます。今年度に関しましては、対象の方は3名なんですけれども、期間が長い方というか、数か月というような方もおられまして、年間の決算の見込みが136万円程度を見込んでおります。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

（質疑なし）

○委員長（高尾靖子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

永並委員。

○委員（永並 啓君）

討論させていただきます。

学校の再配置は統廃合の議論は日本全国で行われておりますけど、ほとんどが少ない人数になった学校をまとめて、クラス替えができるように、子どもの人間関係の固着化を防ぐようなことから行われているというふうに僕は考えています。

というのも、少ない少人数学級での教育も悪いとは思いませんけども、それが一生続くのであれば別に問題はない。ただ、中学、高校、大学、社会人となるに従って、大きな学校で大きな人間関係の中で学ぶということを考えると、やはり小学校、中学校の段階からクラス替えのようなものは経験しておく必要があるんだろうと、そうしなければ、よく言われるのが、豊能町で育った子どもたちは高校に行くとおぼこいとか、高校とか大人になってからそういう大人数にもまれて、そういう中でうまく人となじめずにいじめなり、孤立してしまうとよほど問題が深刻化する。だからそういったことから私は複数学級での教育とい

うものは最低限必要なんだろうなと思っております。以前からずっと思っておりました。

そのため、基本的には1小1中に賛成しております。2小2中には反対なんです。

以前、令和2年10月議会の会議の中で、小中一貫校施設整備事業の設計費用が可決されたときも、賛成されている議員の中には、町長に対して、子どもを持つ家庭の大胆な増加策を示しなさいよとか、それとか、東地区でも学校はとりあえず置いてはいいけども、西地区にも行けるような選択制を取りなさいよというような、全面的に賛成ではなくて、条件をつけられている議員の方もおられます。ということも僕はもっと積極的に、ただ、条件をつけられているにもかかわらず、そこら辺がまだ示されたことがないんですね。町長の口から、こういったことをするからにぎわいのある学校生活を維持することができるというイメージが今の現状を見る限り全く浮かんでこないという状況があります。

ただ、今回出されている予算は、5、6年生が4月から通うための給食の入れ物の予算であったり、そういうわずかなものでありますし、直近の4月から通う子どもたちのことを考えると、今回の予算については、賛成の方向でいきたいなど。

ただ、近い将来、もともとの討論で賛成された議員の中からも出されました大胆な増加策であり、そういった条件というものをきちんと議会に示していただく。そして近い将来、もうすぐ直近でまた人数が減ったから1小1中の議論にならないような施策というものを町長に打ち出していただくことを期待したいと思います。

○委員長（高尾靖子君）

ほかに討論はございませんか。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

1小1中、2小2中の問題は、もう2年9か月前の町長選挙の争点となっていたわけですね。それに対して、住民が投票した結果、選ばれたのが東地区に学校を残すというほうを取られたわけですね。結果ですよ。100%じゃないけどね。だから一定の支持があってこれは決まっていることやから、それを今ひっくり返すことは混乱を招くだけだと思います。

だからそれよりも、それをいかにして前へ進めるかということをやった方がいいと思います。

ということで、私はもうこれを進めるべきと、そう考えています。賛成討論に代えます。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

（討論なし）

○委員長（高尾靖子君）

では、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。よって第53号議案は原案のとおり可決されました。

それでは次に行きます。第54号議案、令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

第54号議案、令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件について説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）でございます。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,132万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,382万4,000円とするものです。

それでは、今回の補正内容につきまして、歳出より説明いたします。

7ページをお開きください。

款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費の1、人件費事業の209万円の減額は、人事異動に伴う所要額等につきまして給与費を補正するものです。

2、国民健康保険事務事業、239万2,000円は、未就学児の均等割を5割軽減とする制度改正への対応等のため、国保システムを改修するものでございます。

8ページを御覧ください。

款2、保険給付費、項1、療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費、4,538万2,000円は、一般被保険者療養給付に係る費用が当初予算を上回る見込みであるため、これを増額するものです。

項2、高額療養費、目1、一般被保険者高額療養費、2,883万1,000円は、一般被保険者高額療養費給付にかかる費用が当初予算を上回る見込みであるため、これを増額するものです。

9ページを御覧ください。

項4、出産育児諸費、目1、出産育児一時金、168万円は、出産の際に支給する出産育児一時金が当初予算を上回る見込みであるため、これを増額するものです。

目2、支払手数料、1,000円は、先ほど申し上げた出産育児一時金の審査件数が当初予算を上回る見込みであるため、これを増額するものです。

同じく9ページの下段、款9、予備費、項1、予備費は512万7,000円の補正を行うものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページへお戻り願います。

款5、府支出金、項1、府補助金、目2、保険給付費等交付金の7,828万6,000円は、先ほど歳出で申し上げました、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、出産育児一時金及び支払手数料に要する費用として交付される普通交付金及び国保システムの改修費に要する費用として交付される調整交付金でございます。

下段の款6、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金、303万7,000円は、保険料軽減等に要した費用について、国、府、町の負担分として一般会計から繰り入れる保険基盤安定繰入金、400万7,000円と、先ほど歳出で申し上げました人件費の減額に伴い減額する職員給与等繰入金、209万円の減額及び、先ほど歳出で申し上げました出産育児一時金の町負担分として一般会計から繰り入れる112万円でございます。

説明は以上です。

御審査いただき、御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

9ページの出産育児一時金給付事業でございますけれども、これは168万円とすれば、一人42万円で4名の方に対する事業交付金ですね。当初より上回ったということですが、当初は何名ぐらいを想定されていたのかお願いします。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

出産育児一時金につきましては、国民健康保険の被保険者でお子さんがお生まれになった方が対象になっておりまして、例年の実績等から2名分を当初予算としておりました。

以上でございます。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

2名分ですよ。これって予算ですから年間に何名ぐらい出産するかということで予算を組むと思うんですけども、2名というのはどのように考えたんですか。もっと多いんじゃないですか。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

この事業の対象は、国民健康保険の被保険者のみとなりますので、例年の実績から当初予算を組んでおります。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

失礼しました。国保の関係の方が当初は2名だったけれども、4名に増えたという。違うわ、2名から4名分増えていますので、結果的には6名になるんですかね。その計算でいいんですかね。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

はい、委員おっしゃるとおり、6名分として予算を補正するものです。

○委員長（高尾靖子君）

ほかに御質問はありませんか。

（質疑なし）

○委員長（高尾靖子君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（討論なし）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。よって第54号議案は原案のとおり可決されました。

次に行きます。第55号議案、令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第3回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

第55号議案、令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件について説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第3回）でございます。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ431万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,658万5,000円とするものです。

それでは、今回の補正の内容につきまして、歳出から説明いたします。

7ページをお開きください。

款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費の431万円は、人事異動に伴う所要額等につきまして、給与費を補正す

るものです。

歳出は以上です。

次に、歳入の説明をいたします。

6ページを御覧ください。

款4、繰入金、項1、繰入金は、先ほど歳出で申し上げました人件費につきまして、一般会計から繰り入れするものでございます。

説明は以上です。

御審査いただき、御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

歳出の人件費事業ですけど、これは全協で3人の職員の方の関係で人件費事業が出てきたということで聞いておりますけども、職種は一般職と聞いているんですけども、その一般職の中でもいろいろあると思うんですけども、どういう職種の方が教えてください。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

事務職員でございます。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

その中で3番の特殊勤務手当があるんですけど、特殊勤務手当、これって実質的に事務員さんが関わるどういう特殊勤務があるのか、この点についてお伺いします。

○委員長（高尾靖子君）

ちょっとお待ちください。

その間にほかにございませんか。

暫時休憩にします。

（午後1時15分 休憩）

(午後1時16分 再開)

○委員長 (高尾靖子君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

岡本保険課長。

○保険課長 (岡本めぐみ君)

こちらの特殊勤務手当につきましては、  
医師の研究手当でございます。

○委員長 (高尾靖子君)

ほかにご覧いませんか。

(質疑なし)

○委員長 (高尾靖子君)

ないようですので、質疑を終結いたしま  
す。

これより討論を行います。

(討論なし)

○委員長 (高尾靖子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに  
賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長 (高尾靖子君)

挙手全員であります。よって第55号議  
案は原案のとおり可決されました。

次に行きます。第56号議案、令和3年  
度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1回)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本保険課長。

○保険課長 (岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

第56号議案、令和3年度豊能町後期高  
齢者医療特別会計補正予算の件について説  
明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会  
計補正予算(第1回)でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出  
予算の総額にそれぞれ83万8,000円を

増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ  
れぞれ5億8,035万5,000円とするも  
のです。

それでは、今回の補正の内容につきまし  
て、歳出から説明いたします。

7ページをお開きください。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金、  
項1、後期高齢者医療広域連合納付金、8  
3万8,000円は、本町が徴収した保険料  
に相当する額を後期高齢者医療広域連合に  
納める後期高齢者医療広域連合納付金につ  
いて、保険基盤安定繰入金が増額となる見  
込みであるため、同額を増額するものです。  
歳出は以上です。

次に、歳入の説明をいたします。

6ページを御覧ください。

款3、繰入金、項1、一般会計繰入金、  
目2、保険基盤安定繰入金、83万8,00  
0円は、保険料の軽減に要した費用につ  
いて、府、町の負担分として一般会計から繰  
り入れる保険基盤安定繰入金の増額分で、  
先ほど歳出で説明いたしました後期高齢者  
医療広域連合納付金に充てるものでござい  
ます。

説明は以上です。

御審査いただき、御決定くださいますよ  
う、よろしく願います。

○委員長 (高尾靖子君)

ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

(質疑なし)

○委員長 (高尾靖子君)

ないようですので、質疑を終結いたしま  
す。

これより討論を行います。

(討論なし)

○委員長 (高尾靖子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。



本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長 (高尾靖子君)

挙手全員であります。よって第56号議案は原案のとおり可決されました。

次に行きます。第57号議案、令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2回)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本保険課長。

○保険課長 (岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

第57号議案、令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2回)でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,886万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,316万2,000円とするものです。

それでは、今回の補正内容につきまして歳出より説明いたします。

9ページをお開きください。

款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費の64万円は人事異動に伴う所要額等につきまして給与費を補正するものです。

13ページを御覧ください。

款4、地域支援事業、項2、一般介護予防事業費、目1、一般介護予防事業費、50万円の減額は、人事異動に伴う所要額等につきまして給与費を補正するものです。

下段の項3、包括的支援事業費・任意事業費、目1、包括的支援事業費、430万円の減額は、人事異動に伴う所要額等につ

きまして給与費を補正するものです。

14ページを御覧ください。

目5、任意事業費、70万円の減額は、人事異動に伴う所要額等につきまして給与費を補正するものです。

15ページを御覧ください。

款5、基金積立金、項1、基金積立金、目1、介護給付費準備基金積立金、1億3,372万3,000円は、令和2年度の介護保険料余剰分を基金に積み立てるものです。

なお、10ページの款2、保険給付費から12ページの款4、地域支援事業費、項1、介護予防・生活支援サービス事業費までの各項目は、先ほど説明しました人事異動に伴う給与費の補正による財源振替を行うものです。

歳出は以上です。

次に、歳入について説明いたします。

8ページを御覧ください。

款8、繰越金、項1、繰越金、1億371万5,000円は、令和2年度決算における繰越金で、歳出で説明しました基金積立ての財源とするものです。

6ページの款1、保険料から8ページ款6、繰入金までの各費目は、先ほど歳出で説明しました人事異動に伴う給与費の補正により財源振替を行うものです。

説明は以上です。

御審査いただき、御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○委員長 (高尾靖子君)

ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑を行います。永谷委員。

○委員 (永谷幸弘君)

永谷です。

15ページの介護保険運営事業積立金ですけど、令和2年度の余剰金ということで聞きました。実質的に令和2年度の剰余金

を合計して、今、実質どれだけの積立金があるのか、お伺いします。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

令和2年度の余剰金の積立て後の基金の残高の見込み額を申し上げます。7億3,999万1,632円でございます。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

この積立金はいつまで目標とする。もうずっとこのまま積み立てていくのか、2025までで一旦区切って、それからどう判断して、どう使うのか分かりませんが、ある程度の目標があると思うんですけども、それについてお伺いします。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

この介護保険の準備基金につきましては、今後、高齢者の増加、特に後期高齢者の増加などを見込みまして、介護保険の給付費等が急激に増加する見込みでありますので、そこに向けて計画的に取り崩して活用していくものでございます。

介護保険は3年ごとの事業計画を策定しておりますが、現在の計画は令和3年度から5年度までが事業計画の期間となっておりますが、この期間中に1,200万円程度の取り崩しを予定しております。

今年度につきましては、計画の初年度ということもありまして、取り崩しの必要はないものと思っておりますが、状況を見ながら取り崩しの時期を判断していきたいと思っております。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

ということは、ずっと引き続いて余剰金については積み立てをやっていくという考えでいいんですね。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

保険料の余剰額というのは、その年度ごとの保険料の収納額とあと介護保険の給付等に使用した費用の差額ということになってまいりますので、その年度ごとに余剰金というものが判明してまいります。委員がおっしゃるとおり、その中で余剰金として出てきたものにつきましては、今後も積み立てをしていきます。ただ、保険料にも影響するところでもございますので、計画的に取り崩しも行っていくというような、取り崩しも行いながら、積み立ても行っていくと、そういう動きになるかと思っております。

○委員長（高尾靖子君）

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

ちょっと説明が分からないんですが、取り崩しながら積み立てていくという、そこから辺のところをもうちょっと詳しくお願いできませんか。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

保険料の収納額と介護保険に使用した給付費のバランスが、余剰金が出たときに關しましては積み立てということになります。不足する場合には取り崩しということになります。

先ほど申し上げました、計画的な取り崩

しと言いますのは、3年ごとの事業計画を策定するときに、この数年間については、余剰金を積み立てるという内容で取り崩しは行わないという内容で進めてまいりましたが、今後の給付費の伸びなどを見まして、その事業計画を策定するときに、取り崩すことを想定しながら、保険料のバランスを取っていくというようなことを考えております。

○委員長（高尾靖子君）

もう一度聞きますか。

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

すみません、新人でちょっと分からない。保険料を考えながらと言われて、その保険額、それはちょっと私理解できない。すみません。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

保険料の決定の仕組みについて説明させていただきます。介護保険は3年ごとに事業計画を立てます。その中で、介護給付費に必要な額がまず見込みとしてありまして、それに対して、人口の構成ですとか、所得の状況とかを判断して、保険料をどれだけ集めなければいけないかということを経算するんですけれども、そのときに被保険者の方の一人当たり分に割り戻した負担分が保険料となるんですけれども、そのときに保険料全体として必要な額から、基金の取り崩し額を差し引くことによって、一人一人が負担しないといけない保険料の額というのが下がってくると、そういう仕組みになっております。

ですので、その基金の取り崩しも念頭に置きながら、保険料が急激に上がらないようなことを考えながら、計画的に取り崩し

をしていくということです。

説明が十分でなく申し訳ありませんでした。

○委員長（高尾靖子君）

ほかに。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

8ページと15ページかな。ちょっと見ていただきたいんですけど、繰越金ってありますよね。それは翌期に繰り越すお金やね。余ってるねんね、それね。繰り越するんやから。余ってなかったら繰り越さないですよ。余ってますよね。

同時に、こっち側の基金積立金、余っているから積み立てているんですよ。同じような金額が上がっているけど、微妙に違うけど、実際に余っているお金っていうのはこの倍あると、2億何がしかあるということになりますよね。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

まず、8ページに記載されております繰越金につきまして、これは令和2年度に徴収した保険料の額から給付費に関して、被保険者が負担する額を差し引いたものということになります。

これを前年度から繰り越して、令和3年度の歳入といたしますので、その分を基金に積み立てるという意味で、ほぼ同額が積立金となるものです。

金額に少し差があるのは、当初予算で少しの費用を計上しておりますので、そこの調整などのために多少差額が生じております。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

繰り越してきますやんか、ゼロでくることなんか普通ないですよ。ところが、今のあれでいくと、繰越しはほとんどないと、現実にはこないと、全部積み立ててるねんから。ほぼ同じ金額でしょう。その差額は何かを支出しているからというお話やったから、この1億370万円ほどあるわね。それと似たような金額が基金積立てに回っているということは、ほとんど期首には前期からの繰越金はないと、なしでやっていると、そういう意味ですかね。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

この8ページの繰越金というのは、令和2年度に余剰金として生じたものですので、それを令和3年度に繰り越した上で、その3年度に基金に積むという流れになっております。

令和3年度につきましては、この繰越金とは別の収入があり、給付費がございまして、またそのバランスを翌年の令和4年度に、もし余剰があれば繰越しをするという形になります。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

吉田委員に説明していた話、ちょっと公会計だからよく分からんのやけど、必ず歳入の部分があって、歳出の部分があると。歳出の部分、これだけ必要だからこれだけ分入れてこなあかんと、そういう発想ですよ。そのときにこれだけ要るから一人頭これだけ上げてもらわな困ると、そういう発想ですよ。

しかしながら、その積立金というか、基金があるから、それも考慮しながら、差額を合わせるために歳入のところに繰越金を

何ぼか持ってくると、そういう話ですかね。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

先ほど、吉田委員の質問にお答えした中での説明は、あくまでも事業計画を策定するときの話でございます。その計画に基づき、各年度の事業を運営していくわけですが、事業計画を立てるときには、給付費についても保険料の収納額につきましても、見込みというか、例えば3年間の見通しによって計画を立ててまいります。

今回、この補正予算というのは、その事業計画策定の話ではなく、実際にその年、その年度ごとに給付費にどれだけ必要で、保険料が幾ら収納できたかという実績を基に繰越金が決まりますので、この8ページに記しておりますこの繰越金というのは、計画時とか推計値とかそういったことではなく、実際に令和2年度に差額が生じて繰越金となったものの額でございます。これはもう確定値になります。その額を令和3年度に余剰金として繰り越しましたので、その確定した額を令和3年度に積み立てるということです。

この積立てとは別に、令和3年度は3年度の予算ということで動いておりますので、これは令和3年度の給付費見込みと保険料の収納の見込みで、今、進行しているところですが、こちらでも令和3年度が終了するときには、実績値として、給付費がどれだけだったか、保険料がどれだけ収納できたかということが確定値としてまた出てまいりますので、その段階で次の令和4年度に繰り越し、これはまた確定値として繰り越しするという流れになります。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

私が理解しておりますのは、8ページは歳入ですよね。ですから引いたのが令和2年度の決算、決算の額がここで歳入でまず入ってきました。令和3年度の15ページにつきましては、基金積立金に、金額が8,000円ほど違いますけれども、この金額を積立金のほうに積みますよと、出しますよという解釈をしているんですが、その解釈でいいですかね。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

はい、永谷委員がおっしゃったとおりでございます。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

（質疑なし）

○委員長（高尾靖子君）

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（討論なし）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。よって第57号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付された案件は全て終了いたしました。

引き続きその他について、委員間の討議を行う事項は何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

それでは、以上をもって委員会を閉会し

たいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

異議なしと認めます。

よって本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、町長より御挨拶をいただきます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

本日、常任委員会におきまして、慎重に御審議をいただきましてありがとうございます。全てお認めをいただきました。

その間、いろいろな御意見がたくさんございました。慎重に受け止め、そしてしっかりと適切に執行していきたいと存じます。

本日はどうもありがとうございました。

○委員長（高尾靖子君）

長時間、皆様、お疲れさまでございました。

これをもって令和3年豊能町議会12月定例会議福祉教育常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後1時44分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会福祉教育常任委員会  
委員長